

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
かご漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	べにずわいかにかご漁業	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：1隻)	(1)旧トン数適用漁船については、総トン数100トン未満。 (2)新トン数適用漁船については、ア 新造船については、総トン数100トン未満。 イ 旧トン数適用漁船を改造して新トン数適用漁船とした漁船をべにずわいかにかご漁業に使用する場合は、総トン数139トン未満。 ア、イの範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	北緯41度20分9秒の線以南、北緯40度30分9秒以北の東経137度59分48秒の線、北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点と北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点を結ぶ線、北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点と北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点を結ぶ線、および北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点と北緯36度11秒東経133度59分50秒の点を結ぶ線以東の海域のうち水深800メートル以深の福井県沖合海域 (ただし、知事が政府間の取り決めを実施するため、必要と認めて操業区域のうち別に定めて通知した場合は、その海域を除く)	1月1日から6月30日まで および 9月1日から12月31日まで (ただし、知事が政府間の取り決めを実施するため、または漁業調整のために必要と認めて操業の停止期間を定めて通知した場合は、その期間を除く)	特になし